

仙台市立中山中学校文化体育振興会会則

第1条 本会は、仙台市立中山中学校文化体育振興会と称し、事務局を同校内におく。

第2条 本会の会員は次のとおりとする。

1 仙台市立中山中学校生徒の父母、または、これを代行するもの。

2 本会の趣旨に賛同するもの。

第3条 本会は、仙台市立中山中学校生徒の文化・体育活動の支援を目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1 文化・体育活動に関する大会、行事における支援

2 文化・体育活動の充実にむけての用具等に関する援助

3 その他、本会の目的達成に必要な事業

第5条 本会に次の役員をおき、任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。

1 会長 1名 2 副会長 3名 3 参与 1名

4 顧問 若干名 5 事務長 1名 6 会計 2名

7 書記 2名 8 幹事 2名 9 監事 2名

第6条 役員の職務を、次のとおりとする。

1 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

3 事務長は、本会の事務を統括する。

4 幹事は、本会の庶務および運営に協力する。

5 会計および書記は、本会の会計、事務を処理する。

6 監事は、本会の会務および会計を監査し、その結果を総会に報告する。

7 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じる。

8 参与は、本会の活動に参画し、会議に出席して意見を述べることができる。

第7条 本会役員は、総会において承認されたPTA役員が当たる。

第8条 本会の会議は、総会および役員会とし、会長が招集する。

2 会議は、構成員の2分の1以上の出席（委任出席を含む）がなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第9条 総会は、本会の最高議決機関とし、会員をもって構成する。

2 定期総会は、毎年年度初めに開催し、次の事項を討議する。

1) 会則の改正に関すること

2) 事業の計画および報告に関すること

3) 会計の予算および決算に関すること

4) 役員の選出に関すること

5) その他、会の運営に関する重要な事項

3 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または、会員の3分の2以上から要求があったときに開催する。

4 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

第10条 役員会は、第5条で定めた役員で構成する。

2 役員会は、会長が必要に応じて開催し、会長が議長となる。

3 役員会においては、次の事項を討議する。

1) 総会の議案に関すること

2) 会の運営および事業の実施に関すること

3) その他会長が必要と認めた事項

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

3 会費は、会員一家庭につき年額4,300円とする。

徴収月日は、総会において定める。

附 則

この会則は、平成20年4月19日より施行する。

平成23年4月22日より一部改正する。

平成30年4月14日より一部改正する。